

新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業実施要領

第1 目的

本事業は、新生児期における聴覚障害の早期発見及び早期療育を推進するために実施される新生児聴覚スクリーニング検査について、新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業委託契約書（以下「契約書」という。）に基づき、契約を締結した病院、診療所（以下、「病院等」という。）に対し、新生児聴覚スクリーニング検査費用助成事業委託事業の執行を委託し、保護者等への助成事業を実施することにより、新生児期における聴覚検査の受診率向上を図ることを目的とする。

第2 事業主体

事業の実施主体は、別記に掲げる市町（以下「市町」という。）とする。

第3 助成対象者

聴覚検査の検査費用助成対象者は、原則検査を受けた日から申請日まで、市町の区域に住所を有する保護者等とする。

第4 助成の対象となる検査

(1) 助成の対象となる検査は、出生後初めて実施する検査であって、次の各号のいずれかの方法によるものとする。

ア 自動聴性脳幹反応検査（自動ABR）

イ 耳音響放射検査（OAE）

(2) 助成の対象となる検査の期間は、市町が別に定めるものとする。

第5 検査の実施時期

(1) 検査は、児が出生後入院中に実施するものとする。ただし、入院中に実施できない児にあっては、出生後1か月頃までに実施するものとする。

(2) 前項の規定にかかわらず、未熟児など特別な配慮が必要な児への検査時期については、医師の判断によるものとする。

第6 受診票の交付等

(1) 市町の長は、聴覚検査費用の一部を助成する旨を明らかにした新生児聴覚スクリーニング検査受診票（以下「受診票」という。）を助成対象者に交付するものとする。
なお、受診票は様式1あるいは市町の長が独自に定めるものとする。

(2) 市町の長は、次に掲げる者から受診票の交付または再交付について申請があった場

合には、その状況を確認の上、受診票を交付するものとする。

ア 他の自治体において母子健康手帳の交付を受けた後、当該市町に転入した者
イ 受診票を紛失し、又はき損した者

第7 市町の長の責務

- (1) 市町の長は、受診票の交付に際して聴覚検査の目的、内容及び利用の方法等を十分に説明するものとする。
- (2) 市町の長は、聴覚検査の結果、再検査又は精密検査が必要とされた児の保護者に対しては、病院等の関係機関と緊密な連携を図るとともに、要支援児に対する療育が遅滞なく実施されるよう務めるものとする。

第8 病院等の責務

- (1) 病院等は、聴覚検査の結果を母子健康手帳及び受診票に記入するものとする。
- (2) 病院等は、聴覚検査を実施した結果、保護者に指示する事項があれば速やかに指示するとともに、再検査又は精密検査を要する場合は適切な処置を講ずるほか、必要があれば他の病院等に紹介するものとする。

第9 費用の請求

- (1) 病院等が聴覚検査を実施した場合、これに要した費用（受診票に記載された助成金額を上限とする）の請求は、新生児聴覚スクリーニング検査費用請求書（以下「請求書」という。）（様式2）に受診票を添付し、聴覚検査を実施した日の属する月の翌月の10日までに石川県国民健康保険団体連合会（以下「国保連合会」という。）に行うものとする。

ただし、市町が国保連合会に支払事務を委託していない場合は、請求書（様式2、あるいは市町の長が独自に定めるもの）と、検査結果報告書（様式3、あるいは市町の長が独自に定めるもの）に受診票を添付し、聴覚検査を実施した日の属する月の翌月の10日までに受診票に記載された市町の長に行うものとする。

- (2) 市町の長は、病院等から請求書を受理した日の属する月の翌月末までに、委託料を支払うものとする。

附 則 この要領は令和3年4月1日から施行する。

附 則 この要領は令和4年4月1日から施行する。

附 則 この要領は令和5年4月1日から施行する。

附 則 この要領は令和6年4月1日から施行する。

別記

1 金沢市	金沢市長
2 七尾市	七尾市長
3 小松市	小松市長
4 輪島市	輪島市長
5 珠洲市	珠洲市長
6 加賀市	加賀市長
7 羽咋市	羽咋市長
8 かほく市	かほく市長
9 白山市	白山市長
10 能美市	能美市長
11 野々市市	野々市市長
12 川北町	川北町長
13 津幡町	津幡町長
14 志賀町	志賀町長
15 宝達志水町	宝達志水町長
16 中能登町	中能登町長
17 穴水町	穴水町長
18 能登町	能登町長